高松市讃岐国分寺跡資料館等
自動販売機設置事業者公募選定要項

この要項は、高松市讃岐国分寺跡資料館及び高松市石の民俗資料館の敷地内への自動販売機設置事業者を公募選定する手続について、必要な事項を定める。

高松市は、見積書を提出した者の中から最も有利な条件を提示した者をこの要項に基づき設置事業者として選定する。

１　発注者

高松市番町一丁目８番１５号

高松市創造都市推進局　文化財課（高松市歴史資料館）

２　設置場所及び台数

（１）　高松市国分寺町国分２１７７番地１

高松市讃岐国分寺跡資料館　屋外１台（資料館東側１台）

（２）　高松市牟礼町牟礼１８１０番地

高松市石の民俗資料館　屋外２台（資料館西側１台及び駐車場１台）

３　業務内容

別紙仕様書のとおり。

４　設置（契約）期間

令和９年２月１日から令和９年３月３１日まで

（設置は上記期間とするが、自動販売機設置の必要性や設置事業者の管理運営状況を勘案して、支障がないと判断できる場合は、選定時の見積内容を変更しないことを条件に、令和１３年３月３１日を限度に、引き続き、同一事業者に使用を許可することができるものとする。）

５　応募資格

個人でも法人でも応募することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、応募できない。

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号、以下「施行令」という。）第１６７条の４第１項に規定する、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

（２）　個人の場合は、高松市内に住所がない者。法人の場合は、高松市内に本社・本店

又は支店・営業所がない者。

（３） 公共施設での清涼飲料水自動販売機設置業務（自らが管理運営するものに限る。）の実績を有していない者。

（４） 高松市税の滞納がある者。

（５） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び高松市有財産の売払い等における暴力団等の排除に関する要綱別表（末尾参照）に該当する者。

（６） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員。

６ 選定方法

提出期間終了後、次の要領で選定する。

（１） 見積書に記載された販売手数料の率が、最も高い１者を選定する。

（２） （１）の場合で、同率の者が２者以上あるときは、抽選（くじ）にて選定する。

（３） 市長は、緊急やむを得ない理由により、本件業務を行うことができないと認めるときは、本件業務を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本件業務見積参加者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

７ 提出書類

（１） 見積書

ア 所在地、会社名及び代表者名（個人の場合は、住所及び氏名）、仕様書に掲げる条件を満たすことについて同意する内容、販売手数料の率（売上げの●●％）を記載すること。（見積書記載例参照）

なお、設置する３台とも同率とする。

イ 訂正した場合は、訂正箇所に必ず押印すること。ただし、販売手数料の率の訂正はできないものとする。

ウ 宛先は、「高松市長」とすること。

エ 日付は、令和８年１１月２７日から１２月１４日までの間とすること。

オ 件名は、「高松市讃岐国分寺跡資料館等自動販売機販売手数料見積書」とすること。

（２） 誓約書

公共施設での清涼飲料水自動販売機設置業務（自らが管理運営するものに限る。）の実績を記載すること。

８ 提出期間及び提出先

（１） 提出期間

令和８年１１月２７日（金）から１２月１４日（月）午後４時まで

（２） 提出先

下記への持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）による。

〒760-0012　高松市瀬戸内町３０番地５

高松市中央卸売市場管理棟２階

高松市歴史資料館（仮事務所）　電話 087-861-4520

持参の場合は、上記提出期間内の各日午前９時から午後４時までとする。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とし、令和８年１２月１４日（月）午後４時必着とする。

９　選定結果の通知

令和９年１月８日を目途に通知（連絡）する。

なお、結果に関する一切の質問及び異議には応じないものとする。

10　選定後の提出書類

（１） 商業・法人登記の現在事項証明書（個人の場合は、住民票記載事項証明書）（発行後３か月以内のもの。写し可）

（２） 高松市税の滞納がない旨の証明書（発行後３か月以内のもので、法人の場合は、高松市内にある本社・本店・支店・営業所等全ての証明書。写し可）

（３） 役員一覧（法人のみ）

選定された者が、必要な書類を提出しない場合又は応募資格に反することが明らかになった場合は、当該選定を取り消し、次順位の者を繰り上げるものとする。

11　見積書提出に当たっての注意事項

（１） 質問

ア　受付期間　令和８年１１月２７日（金）から１２月４日（金）正午まで

イ　質問方法　ファクスのみ（番号087-837-9114）

（送信した旨を高松市歴史資料館（電話087-861-4520）まで御連絡ください。）

ウ　回答方法　令和８年１２月９日（水）までにファクスで回答いたします。

（２） 次のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

ア　談合その他不正な行為によってなされたと認められるもの

イ　同一の見積りについて２以上の見積書を提出したもの

ウ　販売手数料の率、会社名等若しくは印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの

エ　販売手数料の率を訂正したもの

オ　鉛筆等の容易に訂正可能な筆記用具で記載したもの

（３）　提出した見積書は、引換え、書換え又は撤回をすることができません。

（４）　現場確認

自動販売機設置場所での説明会は実施しません。

自動販売機設置場所の確認を希望される場合は、必ず事前に各館へ御連絡の上、現場確認をお願いいたします。（休館日（月曜日）以外の午前９時から午後４時まで）

各館連絡先

高松市讃岐国分寺跡資料館　電話 087-874-8840

高松市石の民俗資料館　　電話 087-845-8484

（５）　自動販売機の設置工事等

設置等においては、必要に応じて、自動販売機用電気供給の配線・電源等工事、電気使用量検針用メーター設置等（当該工事等にかかる費用負担を含みます。）をお願いいたします。

【参考】高松市有財産の売払い等における暴力団等の排除に関する要綱（別表）

（１）　暴力団関係者（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第１号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められるもの

（２）　自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため、又は債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるもの

（３）　暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるもの

（４）　暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるもの

（５）　暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、当該暴力団又は暴力団関係者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等これを利用したと認められるもの